

平成16年11月16日

会 員 各 位

茨城県毒物劇物保安協会
会 長 角 田 和 好

硫酸等の適正な取扱いの徹底について（通知）

このことについて、平成16年11月16日付け薬第1430号をもって茨城県保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。



薬 第 1430 号

平成16年11月12日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

保健福祉部長



硫酸等の適正な取扱いの徹底について（通知）

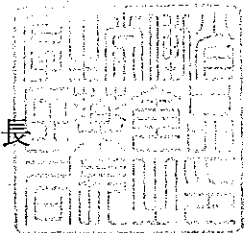
このことについて、平成16年10月27日付け薬食発第1027001号をもって厚生労働省医薬食品局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知のうえ貴会会員に対する周知をお願いいたします。



薬食発第 1027001 号
平成 16 年 10 月 27 日

各 { 都道府県知事
政令市市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬食品局長



硫酸等の適正な取扱いについて

近年、脱税目的での不正軽油の製造のために劇物たる硫酸が使用され、その過程で生じる硫酸ピッチ（硫酸と炭化水素油の混和された廃棄物）が不法に投棄されるという事例が多く発生していることから、硫酸に係る適正な販売等の徹底について指導方お願いしているところである。

一方、こうした不法投棄の取締りの強化等のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 40 号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 16 年政令 296 号）が平成 16 年 10 月 27 日から施行され、同施行令において、指定有害廃棄物として硫酸ピッチが指定され、その保管、収集、運搬及び処分の基準が定められたところである。

硫酸及び硫酸ピッチのうち毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号。以下「政令」という。）第 38 条第 1 項第 2 号に該当するもの（以下「劇物を含有する硫酸ピッチ」という。）については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項及び第 3 項、第 22 条第 5 項で準用する同法同項並びに第 15 条の 2 に基づき、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者において飛散等を防止するため必要な措置を講じること及び基準に従って廃棄することが求められているところである。ついては、毒物及び劇物取締法に基づく硫酸及び劇物を含有する硫酸ピッチの取扱いについては、下記のとおりであるので留意願いたい。

記

1. 硫酸については、法第 11 条に規定する盗難・飛散等の防止のために必要な措置として、貯蔵場所について鍵がかかる設備等堅固な設備である必要があること。また、劇物を含有する硫酸ピッチについては、法第 11 条第 2 項及び第 3 項

について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃掃法施行令」という。）第16条第1号及び第2号に規定される基準と同様の措置をとる必要があること。

2. 劇物を含有する硫酸ピッチの廃棄の方法は、政令第40条第1号に定める方法であって、廃掃法施行令第16条第3号に規定される基準と同様の方法による必要があること。

3. 硫酸を取扱う毒物劇物業務上取扱者において劇物を含有する硫酸ピッチを取扱うことが判明した場合には、当該事業者に対する硫酸及び劇物を含有する硫酸ピッチの取扱いに係る監視指導を、廃棄物担当部局と連絡を密に行われたいこと。



事務連絡
平成16年10月27日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局) 薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室

硫酸等の適正な取扱い等に係る参考資料の送付等について

硫酸等の適正な取扱いについては、本日付け薬食発第 1027001 号局長通知により通知されたところですが、関係する資料を送付しますので、業務の参考として下さい。

記

- 資料1. 硫酸ピッチに係る対応Q&A
- 資料2. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」及び同法施行令(抜粋)

毒物及び劇物取締法第11条に基づく規制の対象とはならない。具体的な適用の範囲については別紙を参照されたい。

<参考>

硫酸の業務上取扱者において取扱い・処分される硫酸ピッチについては、毒劇法の基準に併せて廃掃法上の特別管理産業廃棄物処理基準も適用されるが、毒劇法の基準を満たしていない場合には、廃掃法第16条の3第1号にも該当し、指定有害廃棄物処理基準とともに特別管理産業廃棄物処理基準が適用されることとなる。(廃掃法に係る詳細については、廃棄物担当部局に確認願いたい。)

Q8. 毒劇法第11条第2項及び第3項に規定されるの「必要な措置」と、廃掃法施行令第16条第1号及び第2号に規定される硫酸ピッチの処分基準とは、どのような関係になるのか。

A8. 硫酸ピッチの処分については、廃掃法にいて今般具体的な基準が定められたところであり、毒劇法第11条第2項及び第3項に規定する「必要な措置」としても、同様の措置が必要とするものである。なお、局長通知においてお願いしているとおり、業務上取扱者に対する指導に当たっては、廃棄物担当部局と連携を密にし、協力の上お願いしたい。

参照条文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（指定有害廃棄物の処理の禁止）

第十六条の三 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの（以下「指定有害廃棄物」という。）の保管、収集、運搬又は処分をしてはならない。

- 一 政令で定める指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分に関する基準に従って行う指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（再生することを含む。）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

第十五条 法第十六条の三の政令で定める廃棄物は、硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であつて、著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものをいう。）とする。

第十六条 法第十六条の三第一号の規定による指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

- 一 排出された指定有害廃棄物が運搬されるまでの間の保管に当たっては、次によること。
 - イ 保管は、密閉できることその他の環境省令で定める構造を有する容器に収納して行うこと。
 - ロ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - (1) 周囲に囲いが設けられていること。
 - (2) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に指定有害廃棄物の保管の場所であることその他指定有害廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - ハ 保管の場所から指定有害廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに亜硫酸ガスが発散しないように次に掲げる設備を設けること。
 - (1) 汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備
 - (2) 亜硫酸ガスを処理するために必要な環境省令で定める設備
- ニ 保管の場所には、指定有害廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ホ 保管する指定有害廃棄物の数量が、環境省令で定める数量を超えないこと。
- 二 指定有害廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。
 - イ 収集又は運搬は、前号イの規定の例によるほか、指定有害廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。
 - ロ 運搬車は、指定有害廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに亜硫酸ガスが漏れる

第十二条の三十四 令第十六条第一号ハ(1)の規定による環境省令で定める設備は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

一 排水溝

二 貯留槽

三 耐酸性及び不浸透性の材料で築造され、又は被覆されている床又は地盤面

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第一号ハ(1)の規定による環境省令で定める設備は、耐酸性及び不浸透性の材料で覆われた底面とする。

3 令第十六条第一号ハ(2)の規定による環境省令で定める設備は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

一 亜硫酸ガスが大気中に発散することを防止するために必要なガス吸引装置を有する屋内保管設備

二 排気中に含まれる亜硫酸ガスを除去する装置を有する排気処理設備

4 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第一号ハ(2)の規定による環境省令で定める設備は、耐酸性及び不浸透性の材料を使用した覆い又はこれに類する設備とする。

(指定有害廃棄物が運搬されるまでの間の保管に当たつての保管上限)

第十二条の三十五 令第十六条第一号ホの環境省令で定める数量は、二十キロリットルとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第一号ホの環境省令で定める数量は、適正な措置を講ずるためにやむを得ないと認められる数量とする。

(指定有害廃棄物を収集又は運搬する運搬車両の構造)

第十二条の三十六 令第十六条第二号ロの環境省令で定める構造は、運搬中に容器が移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように当該容器を固定できる構造とする。

(指定有害廃棄物の積替えの場所に係る表示事項)

第十二条の三十七 令第十六条第二号二の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定有害廃棄物の積替えの場所である旨

二 積み替える指定有害廃棄物の種類

三 積替えの場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(指定有害廃棄物の積替えに係る基準)

第十二条の三十八 令第十六条第二号ホの規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りではない。

一 あらかじめ、積替えを行つた後の運搬先が定められていること。

二 搬入された指定有害廃棄物の量が、積替え場所において適切に保管できる量を超えるものではないこと。

2 法第十九条の七第一項の規定により市町村長又は法第十九条の八第一項の規定により都道府県知事が支障の除去等の措置を講ずる場合において、令第十六条第二号ホの規定による環境省令で定める事項は、前項第二号に定めるものとする。

(指定有害廃棄物の運搬に当たつての保管上限)